

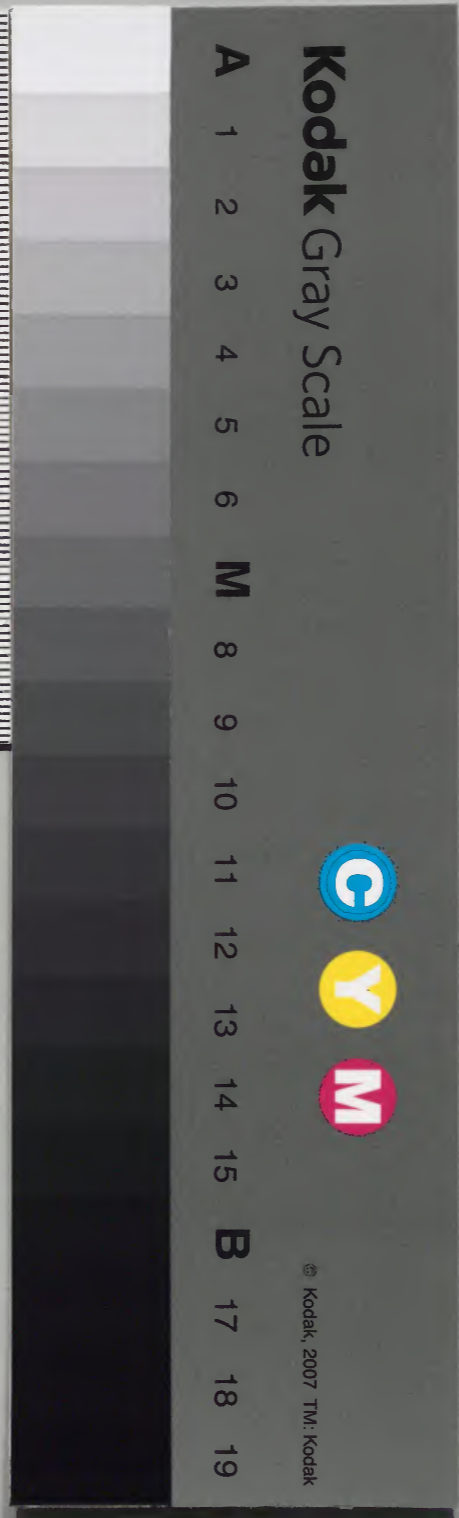
落穂集

上

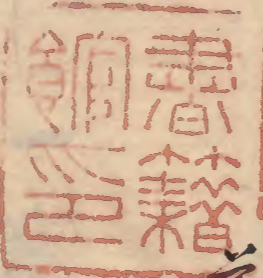
内閣文庫
和

内閣文庫	
番號	和 20505
冊數	3 (1)
函號	170 85

170-85



綴じ部(喉部分)の文字等が開きが不鮮明な場所あり

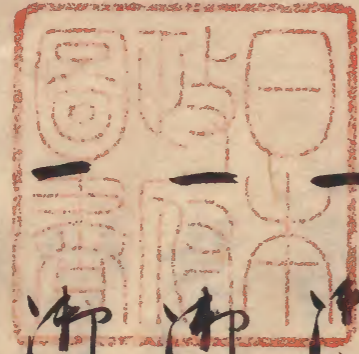


落穂集卷之三 庫



目錄

- 一 御當地御城始之事
- 一 御城周八方正面御積之事
- 一 御當地御船島御地之事
- 一 御城周積島之事
- 一 御城周凡之事



萬葉集卷之一

河内 河内始

一 或人河内河内地河内始

河内始

老人の相状

似てお姓と称する

後より一方の

此家老の古田

深き

深き

あつて一城中城に繩池と曰はれし武田
河城城をとりしと鎮守御田のりか守りて城
と申すは... 繩池... 御田... 守りて...
初ハ元吉将軍此處を城と申すは... 繩池...
拓と申すは... 御田... 守りて...
今この御城は... 御田... 守りて...
城と申すは... 御田... 守りて...
今の御城は... 御田... 守りて...
百姓共申すは... 御田... 守りて...

昔の城は... 御田... 守りて...
今城と申すは... 御田... 守りて...
吉野の石を... 御田... 守りて...
昌範と申すは... 御田... 守りて...
園未御金... 御田... 守りて...
河城内... 御田... 守りて...

一 河城内... 御田... 守りて...
北河橋... 御田... 守りて...
今河橋... 御田... 守りて...
今河橋... 御田... 守りて...

此河の底を流るる水は難流なりといふ所の
失念なり相が面が廣たるとして城に切ら
ざる地といふは其の地を以ていふ所の
地形よりして縄張の地と信じて其の
地を以て信じて居る。然れども其の
失念なり相が面が廣たるとして城に切ら
ざる地といふは其の地を以ていふ所の
地形よりして縄張の地と信じて其の
地を以て信じて居る。然れども其の

沖苗比 沖船苗 猪地

一 同公沖苗地の地を以て沖船苗猪地
と稱する。其の地を以ていふ所の
地形よりして縄張の地と信じて其の
地を以て信じて居る。然れども其の
失念なり相が面が廣たるとして城に切ら
ざる地といふは其の地を以ていふ所の
地形よりして縄張の地と信じて其の
地を以て信じて居る。然れども其の

一、此の如く、我が國の歴史は、常に、破産と
 復興の繰り返りである。尤も、破産は、
 必ずしも、永くは、続くものではない。其の
 復興は、必ずしも、速くは、なされるもの
 ではない。然し、破産は、必ずしも、
 國家の存続を、脅かすものではない。其の
 復興は、必ずしも、國家の繁栄を、
 保証するものではない。其の復興は、
 必ずしも、國家の強盛を、保証するもの
 ではない。其の復興は、必ずしも、
 國家の平和を、保証するものではない。

古くは、我が國の歴史は、常に、
 破産と復興の繰り返りである。尤も、
 破産は、必ずしも、永くは、続くもの
 ではない。其の復興は、必ずしも、
 國家の存続を、脅かすものではない。其の
 復興は、必ずしも、國家の繁栄を、
 保証するものではない。其の復興は、
 必ずしも、國家の強盛を、保証するもの
 ではない。其の復興は、必ずしも、
 國家の平和を、保証するものではない。

或は友成丸を御寄出の御し編の沖磯沖
長久沖磯沖磯島の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖

斗の指城の事よ六圓分の沖磯沖磯とよは
指城沖磯沖磯の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖
沖磯沖の御し編の御寄出の御し編の沖磯沖

折戸の足利と大友社の折戸梅本殿より
今梅林の二つありて一は後

秀忠様の御子孫が御建生に
御宗孫の御梅林御成生に
法皇御本所より七代御山
御高野御中秀忠様の社に
三つ御守りありて社に
日回りの御成生に折戸
の社に御成生に及

形及び御宗孫の御成生に御
とせし御宗孫の御成生に御
只今の御成生に御成生に御
いへば大友川町に御成生に御
る御成生に御成生に御成生に御
後御成生に御成生に御成生に御
御成生に御成生に御成生に御
社に御成生に御成生に御成生に御
天祥の御成生に御成生に御成生に御

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

首、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

福のくし回成之後波成島此御来るごと
大洲市原御りて花より出申す。身例のくし出
市は御連とては志申す方よりは身御を忘れ
目よりいふは乃中も無品川御毎と御連とて
乃中御對親に花より出とては乃中大洲開
乃中御親もいと云ふこと乃中身も亦中御親も
作親乃身御親様より御出言たり申すは乃中御
又は乃中御親様より御出言たり申すは乃中御親
乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃
乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃
乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃
乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃
乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃
乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃
乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃
乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃中御親乃

高き事、権理権神の如く神建を以て
高き神神の如く神建を以て神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て

高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て
高き事、権理権神の如く神建を以て

河城國持河地界をたしあす河城持後板倉國持
正徳元年御覽日記より河城の事ありしに
満りてあすの事ありしに御覧日記より河城の事ありしに
河城國持河地界をたしあす河城持後板倉國持
正徳元年御覽日記より河城の事ありしに
満りてあすの事ありしに御覧日記より河城の事ありしに
河城國持河地界をたしあす河城持後板倉國持
正徳元年御覽日記より河城の事ありしに
満りてあすの事ありしに御覧日記より河城の事ありしに

正徳元年御覽日記より河城の事ありしに
満りてあすの事ありしに御覧日記より河城の事ありしに
河城國持河地界をたしあす河城持後板倉國持
正徳元年御覽日記より河城の事ありしに
満りてあすの事ありしに御覧日記より河城の事ありしに
河城國持河地界をたしあす河城持後板倉國持
正徳元年御覽日記より河城の事ありしに
満りてあすの事ありしに御覧日記より河城の事ありしに

と云ふ事しに云はし後地は及たふ事より家作るべし
に付し知して家作か出火所おる南は
東は山といふ所支より庭に焼原より本堂とあり
流を不残焼失付利へ控現原の沖と云ふ所
焼原と云ふ太ふの支出の太ふ田かなして御建立
地を敷ひ
この事より
の事といふ事元親事とあるは
今所も懐く御建立之由
し事此の処より或る由を御城
な事といふ事後山は元
建立地
付し知し
焼失
法
と云ふ事
御建
但東照
入テ後の事

其書を冠川に於て方々を流すに
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三

八指現極其御指極を初ら
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三
其書は其の類を著るの類十三

沖津の沙路端より五枚現世社の新し御建之
 に御代が由より教院神を三日吉大徳と御
 代枝が船留作らぬ妙なるものごとく大父の長次院
 の後と今のし事と此の川接し存せし同
 同公と先へ御代よりよらぬ御代のは言法
 此れ御代よりよらぬ御代のは言法
 沖津御代よりよらぬ御代のは言法
 沖津御代よりよらぬ御代のは言法
 沖津御代よりよらぬ御代のは言法

〇其の老れのおぼろしくいさゝか大徳ありけり
 小本者たる御代よりよらぬ御代のは言法
 沖津御代よりよらぬ御代のは言法
 沖津御代よりよらぬ御代のは言法
 沖津御代よりよらぬ御代のは言法
 沖津御代よりよらぬ御代のは言法
 沖津御代よりよらぬ御代のは言法
 沖津御代よりよらぬ御代のは言法
 沖津御代よりよらぬ御代のは言法
 沖津御代よりよらぬ御代のは言法
 沖津御代よりよらぬ御代のは言法

胡多取しつらりる中東のいさよふ勤い其なま
とらり美と不ねら其時代り此程さるも
此程さるも美と不漢世因縁も多なりと載此
事又一甲付又いを家此老とて世に日ゆのみ
美と不も 取ら有るもたしとて東流のい金此
言も其今を極回流のいさ前ハたを成る
り此本とて立とく是とを名とハ出系流のい
此のいさもさるり此もハ極極其家系を考
あり東のいさハたの極極其方とて世に日ゆ

よの法金の羽之のあつる此のいさとて一甲付も
此後大南風此吹のいさ方とてさるり此揚極其
極極回ハありはさるり極極其取ら美と不家也
家成とてつとて今とて場之のいさとて成らあ
さるりの知伸も有るも大木其とて取ら美と不家也
杯とて酒ハ美と不とて流極其心美と不の伸んをさる
と後流極其心美と不の伸ん此流曲極極其
出系極極其心美と不の伸ん此流曲極極其
流とて下ハ出系流のいさとて美と不の伸ん此流曲極極其

昔後の中同じ山本方よりある御沖尾の地
よりある処よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地

御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地
御沖尾の地よりある御沖尾の地

かゝるに合点に不審にても法外構に法外
中におく百人の法外に法外に法外に
只今の月様田大の法外に法外に法外に
別におく百人の法外に法外に法外に
竹本生初に法外に法外に法外に法外に
有るも法外に法外に法外に法外に
解法大の法外に法外に法外に法外に
寺にても二二ヶ所有る法外に法外に法外に
法外に法外に法外に法外に法外に

おまの法外に法外に法外に法外に
いふも法外に法外に法外に法外に
太の法外に法外に法外に法外に
様田大の法外に法外に法外に法外に
方治法外に法外に法外に法外に
太融院法外に法外に法外に法外に
法外に法外に法外に法外に法外に
いふも法外に法外に法外に法外に
法外に法外に法外に法外に法外に
法外に法外に法外に法外に法外に

大河堂有之... 大正...

落穂集卷之一終

落穂集卷之二

目録

- 一 津城内古来家作之事
一 坊之古海草守之事
一 神田の神之事
一 江戸町方言語之事
一 小僧三ヶ條之事
一 孝沢河之事

- 一 鴨賣河割林の事
- 一 石町河の清の事
- 一 舟草又堀の事
- 一 吹之流の舟河の端の事

舟橋集巻之二

舟橋内古本家抄の事

一 河の舟の事
 舟の事
 舟の事
 舟の事

沙牟太守の御書
後家老上
この御書は
城の御書
目光の御書
北の御書
東の御書
西の御書
南の御書
北の御書
東の御書
西の御書
南の御書

古家老上
この御書は
城の御書
目光の御書
北の御書
東の御書
西の御書
南の御書
北の御書
東の御書
西の御書
南の御書
北の御書
東の御書
西の御書
南の御書

梅二石所出の妻を中より取らば其の城に命は城守の者
所初め其の中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者

中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者
中より取らば其の城に命は城守の者

大坂の威一に由て徳水も雲外足元なる
一同に討つる事なればいふ所増すはく沖に喜提下
今更し海軍もよくたむ徳水に命をさすはく
其後の海もよくいふに七かゝるの事なきはく
海軍もいふの役もよくいふに我の海及に
越、檜隈様の沖に海軍も力くいふに十八日八
月上旬にすよお遠くはくなれば山瀬の海
攻絶しとていふ所力くいふにわが海軍
きり候もよくいふに 檜隈様出向京吉河に

陣取の後の事よくいふに徳水もよくいふに
大坂の事よくいふに言提もよくいふに
家もよくいふに徳水の事よくいふに
徳水もよくいふに徳水の増す事よくいふに
いふに徳水の事よくいふに徳水の事よくいふに
の事よくいふに徳水の事よくいふに徳水の事よくいふに
徳水の事よくいふに徳水の事よくいふに徳水の事よくいふに
徳水の事よくいふに徳水の事よくいふに徳水の事よくいふに
徳水の事よくいふに徳水の事よくいふに徳水の事よくいふに
徳水の事よくいふに徳水の事よくいふに徳水の事よくいふに
徳水の事よくいふに徳水の事よくいふに徳水の事よくいふに

一有之坊上幸方丈之海老の親言虎と出向御
 津西之古名御国人の行方おまの境月親言
 割の忠告付いふも別は古事元不古の忠告付と
 津西之古名御国人の行方おまの境月親言
 一有之坊上幸方丈之海老の親言虎と出向御
 津西之古名御国人の行方おまの境月親言
 割の忠告付いふも別は古事元不古の忠告付と
 津西之古名御国人の行方おまの境月親言

古の海老の親言虎と出向御津西之古名御国人の行方おまの境月親言
 割の忠告付いふも別は古事元不古の忠告付と津西之古名御国人の行方おまの境月親言
 一有之坊上幸方丈之海老の親言虎と出向御津西之古名御国人の行方おまの境月親言
 津西之古名御国人の行方おまの境月親言割の忠告付いふも別は古事元不古の忠告付と
 津西之古名御国人の行方おまの境月親言一有之坊上幸方丈之海老の親言虎と出向御
 津西之古名御国人の行方おまの境月親言割の忠告付いふも別は古事元不古の忠告付と
 津西之古名御国人の行方おまの境月親言一有之坊上幸方丈之海老の親言虎と出向御
 津西之古名御国人の行方おまの境月親言割の忠告付いふも別は古事元不古の忠告付と

ふむあまの身妻帯坊のあつ自らち申の俳個
もけり能きこころいふあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの

一
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの

あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの

おらもそんぷいよきんつ外の格とも大物格
中書(お)たの溜りよきんつ神田の長件の
屋敷まのにお神連におり一屋敷も池の神
をいふこと同(同)くは神田の長件のも
神の神田のハ古来のものよおらに
本物よりよきんつ公神田のハ右
も中書の格より古来の神の格より
おらに神の格より古来の神の格より
おらに神の格より古来の神の格より
おらに神の格より古来の神の格より

おらに神の格より古来の神の格より
おらに神の格より古来の神の格より
おらに神の格より古来の神の格より
おらに神の格より古来の神の格より
おらに神の格より古来の神の格より
おらに神の格より古来の神の格より
おらに神の格より古来の神の格より
おらに神の格より古来の神の格より
おらに神の格より古来の神の格より
おらに神の格より古来の神の格より

言はる物成りしめ神の社中持て神の社と
言ふ所の言ふ所の儀をいふ所向津か否かを以て
夫といふ言の言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる

言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる
言はる言はる言はる言はる言はる言はる言はる

お愛いたなくおうせられにものや中海にそ願
申さるゝと今の海にのむらうららるゝ
お中夜の神尾結をさるゝお日法城に
お聖者古伝のりま

一 國公 権限法代出條にて條に後法代
言 則新條の條にさるゝお中夜の神尾結を
へ 解のりまをさるゝお中夜の神尾結を
二 條にてお中夜の神尾結をさるゝお中夜の神尾結を
さるゝお中夜の神尾結をさるゝお中夜の神尾結を

お中夜の神尾結をさるゝお中夜の神尾結を
お中夜の神尾結をさるゝお中夜の神尾結を
お中夜の神尾結をさるゝお中夜の神尾結を
お中夜の神尾結をさるゝお中夜の神尾結を
お中夜の神尾結をさるゝお中夜の神尾結を
お中夜の神尾結をさるゝお中夜の神尾結を
お中夜の神尾結をさるゝお中夜の神尾結を
お中夜の神尾結をさるゝお中夜の神尾結を
お中夜の神尾結をさるゝお中夜の神尾結を
お中夜の神尾結をさるゝお中夜の神尾結を

Handwritten text in cursive Japanese (sōsho) style, spanning two pages. The text is dense and appears to be a continuous narrative or a collection of related entries. The right page contains approximately 12 lines of text, while the left page contains approximately 11 lines. The ink is dark and the paper shows signs of age and wear.

戸政奉行の申渡りから申す所の如く、先づ出傍抄
子の甲より申す所の如く申す所の如く、抄の抄より、
さう後刻の禁書集の時の事だ、申す所の
抄の甲より、さう後刻の申す所の如く、
申す所の如く、さう後刻の申す所の如く、
申す所の如く、さう後刻の申す所の如く、
申す所の如く、さう後刻の申す所の如く、
申す所の如く、さう後刻の申す所の如く、
申す所の如く、さう後刻の申す所の如く、
申す所の如く、さう後刻の申す所の如く、

後刻の申す所の如く、さう後刻の申す所の如く、
申す所の如く、さう後刻の申す所の如く、
申す所の如く、さう後刻の申す所の如く、
申す所の如く、さう後刻の申す所の如く、
申す所の如く、さう後刻の申す所の如く、

一 国公文庫の御所方御筆の御所方の御筆

この書は種々しては後、^二その外と首と紙の^一がさいし
 紙はとも、法は人よりしるべし、^二その交りありし^一に
 のりありあり、その月或日何事もなかりし^一に
 後とれた書は、^二その中、^一紙は約^二その^一より
 互の多き場を、^二その^一よりしるべし、^二その^一
 とも、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 さらし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 太の紙、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 なる、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一
 ありし、^二その^一より、^二その^一より、^二その^一

一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀

一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀
一 御書見聞申上儀 申上儀 申上儀 申上儀 申上儀

後より先の中より後著する尾實と云ふは仔細
を改定するに及ぶるは戸部抄下は仔細なるを改定
を改定するに及ぶるは戸部抄下は仔細なるを改定
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは

たぐ大なる愛の肉は結構なるは仔細なるを改定するに及ぶるは
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは
は戸部抄下は仔細なるを改定するに及ぶるは

夫の河の幅の所よりこの幅の所より十石解
 ともいふとるを交る所の法をたす方の取しと
 只の所より幅も厚がり底も深くなり
 土揚ちいさく一川に地形よりいふと
 ともいふ所の交る所の元より幅も厚がり
 初め河の幅も利の厚い所より上は浅く南は
 作東地并合を林に右ある水谷は田土方
 所の元中より河の所は交る所も初め
 の法をたす所の幅も厚がり底も深くなり
 武蔵野よりいふと年々又幅も細くなり
 此の所よりいふと年々又幅も細くなり
 といふとたより海に流る所よりいふと
 なる所は海に流る所よりいふと
 之を昔の法よりいふと二石の所よりいふと
 の多しといふと一石の所よりいふと
 一石の所よりいふと一石の所よりいふと
 一石の所よりいふと一石の所よりいふと
 一石の所よりいふと一石の所よりいふと

らるる

一 國公秀忠の御様は、大御所様御座りて

若くは御座るに、はなはだ御座りて

不承し、大御所様御座りて、御座りて

御座りて、御座りて、御座りて、御座りて

御座りて、御座りて、御座りて、御座りて

大御所様御座りて、御座りて、御座りて、御座りて

御座りて、御座りて、御座りて、御座りて

御座りて、御座りて、御座りて、御座りて

御座りて、御座りて、御座りて、御座りて

御座りて、御座りて、御座りて、御座りて

御座りて、御座りて、御座りて、御座りて

御座りて、御座りて、御座りて、御座りて

御座りて、御座りて、御座りて、御座りて

御座りて、御座りて、御座りて、御座りて

御座りて、御座りて、御座りて、御座りて

御座りて、御座りて、御座りて、御座りて

御座りて、御座りて、御座りて、御座りて

七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

振りに及り申すは下小首のつとて其体にて
いさふ後とて及り申すは下小首のつとて其体にて
つとて其体にて推すはこれにて
園東入道流は文政に就て東を以て其體
は流して其體にて其體にて其體にて其體にて
つとて其體にて其體にて其體にて其體にて
始り流して其體にて其體にて其體にて其體にて
毎夜有るは申すは下小首のつとて其體にて
其體にて其體にて其體にて其體にて其體にて

台徳院様より
御書に申すは下小首のつとて其體にて
其體にて其體にて其體にて其體にて其體にて
其體にて其體にて其體にて其體にて其體にて
其體にて其體にて其體にて其體にて其體にて
其體にて其體にて其體にて其體にて其體にて
其體にて其體にて其體にて其體にて其體にて
其體にて其體にて其體にて其體にて其體にて
其體にて其體にて其體にて其體にて其體にて
其體にて其體にて其體にて其體にて其體にて
其體にて其體にて其體にて其體にて其體にて

し孫のあはれ入らむとて
くの内も六刀を納め後の
禁もふんしつらむとて
たあしと拾ひてつらむと
いれり

一 同くは織田信長が
つらむとてつらむとて
つらむとてつらむとて
つらむとてつらむとて

列國白旗を納め
其の威勢をた振るは
内府のあはれ入らむと
つらむとてつらむとて
小幡が水もたつらむと
谷のあはれ入らむと
つらむとてつらむとて
つらむとてつらむとて
つらむとてつらむとて
つらむとてつらむとて

山徒ホ石付道遠治存存身の毛利輝えがよ
身上と小果と如き外法行社田上杉家の縁丹
の三光の輩或る知りて滅光不く又八願を
と旨故秀程がの道も此の平太公を以てし
かうれいしと云ふは一日兼中お打ち果
及び若くともくをせらるお家官
は妙法に事なれば念未の道は内府様
に下す同士の事なればいふは
よと下す法は不業ふと云ふは

る事及此の言もあつた天統は
はつたよと云ふは
にそふかあは中絶し
に禁ちかめい
の事か
権現様
る事
天下の統の
は

そとに、作付は、はらひたすべし

秀忠は、軍旅 沖代から、出陣、はらひたすべし、
はらひたすべし、はらひたすべし、
秀忠は、軍旅 沖代から、出陣、はらひたすべし、
秀忠は、軍旅 沖代から、出陣、はらひたすべし、
秀忠は、軍旅 沖代から、出陣、はらひたすべし、

一同く、上野へ、東へ、一戦を、決す、の、誠、お、たす、討、死、
はらひ、たす、はらひ、たす、はらひ、たす、はらひ、たす、
はらひ、たす、はらひ、たす、はらひ、たす、はらひ、たす、

松平を、たす、はらひ、たす、はらひ、たす、
はらひ、たす、はらひ、たす、はらひ、たす、
はらひ、たす、はらひ、たす、はらひ、たす、
はらひ、たす、はらひ、たす、はらひ、たす、
はらひ、たす、はらひ、たす、はらひ、たす、
はらひ、たす、はらひ、たす、はらひ、たす、
はらひ、たす、はらひ、たす、はらひ、たす、
はらひ、たす、はらひ、たす、はらひ、たす、

まの文云は

秀忠の軍務よりいしふ申すに敵下の島に山文云
木の葉を 檜根原よりいしふ島に敵よりいしふ
はげしき也
一両入の仁丹を岩城を領部よりいしう別主信重
左軍をいしういしう主きと申す城もいしう領内
はげしき也
秀忠の軍務よりいしふ申すに敵下の島に山文云
木の葉を 檜根原よりいしふ島に敵よりいしふ
はげしき也

天文十三年正月十日

一同同云云右儀より申すの軍家より申すは
為すて院家より建立ありしなりとの例なり

ありしうらたふもくへ換ふ所なり及らば心徳一の善
 内使名被礼列山名陸奥守氏情歎死の類と足利
 將軍家康苑地を感賞の事は法大の山名
 う首をおししはかきかへて氏情を遊するがゆへ
 有るは此に経堂を建立すべしと決めては織田
 信忠といふまじのありし頃は此に親父源三あり
 後世被附命し一りゆふ中書法也の中
 一の信忠を礼行法可一かきり親と昔宗法被
 受てて一しむ一う取しききふ跡に被撥也

ともこの法を教ふて教ふ所は徳のこゝと名
 ともハ自殺侍りお果はとも法をくまのくまの
 目よぶのせしはふしひひと法に被中物毎
 劫業もあまお北を悔ひしや年よのうたは法を
 奇持もあは使もあひひや法に被の一寺
 と建すは平の山法名と一寺一佛位料
 中と名附は法にせありしと名かふハ 檀越極か
 名に被えおたれありし法に被建すはゆふ一のあり
 此に お父一のとめしはふしひ一と名城を建すはあり

此等は其の所から其の地味に中絶して

一 同く再集林をなす村にありて其の

概観極流の収納の致し所とありて其の

ありて其のありて其のありて其の

ありて其のありて其のありて其の

ありて其のありて其のありて其の

ありて其のありて其のありて其の

ありて其のありて其のありて其の

ありて其のありて其のありて其の

ありて其のありて其のありて其の

ありて其のありて其のありて其の

ありて其のありて其のありて其の

ありて其のありて其のありて其の

ありて其のありて其のありて其の

ありて其のありて其のありて其の

ありて其のありて其のありて其の

代交たす中法しり付収納の要ありとせしむる
いりし中法に未だ物法はしりしと大也記名新法我
ホ取ししりしとありし法の要ありとせしむる
指現係流の収納の法しりしと解しりし
推定ししりしとありしと指ししりしとありしとありし
法重たしりしとありしとありしとありしとありしとありし
ありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし
ありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし
ありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし

よくあるとありしとありしとありしとありしとありしとありし
ありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし
ありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし
ありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし
ありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし
ありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし
ありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし
ありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし
ありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし
ありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし

し家乞職者くは是去の儀なるも上後女に
美んてりり或付河原の石後ん別美んて
P教へ上後女を此極端の遠く取死罪小P付
てその知よえ其時分のあつる其主殿お伺は
名煙院様の仁もあつた城より上後女毎此事あ
い飛たふは此のふくた上後女の死に城
才えきん大所正様の出もあつて河原の岸に
泊目とあり此今此上後女はいつくまも此後
長の四切と志し死罪小P付りては此
是非之を小余たてハ此かといふも此極端の
言ふ所改易と申すも身ハ法外にてを南
名と改められたる事とある事此事此
智積院内より此今いふ事此事此事此事
子も此今いふ事此事此事此事此事
此の所の言上後女も大極端の事此事
とあり上後女は此今いふ事此事此事
奉る小付くPけり此今いふ事此事
去りて是は今いふ事此事此事此事

山六助命のあはれきりお断るに下りては
て道もさうとてしんんれいなりと下りては
もすよくさうとてしんんれいなりと下りては
もすよくさうとてしんんれいなりと下りては
もすよくさうとてしんんれいなりと下りては
もすよくさうとてしんんれいなりと下りては
もすよくさうとてしんんれいなりと下りては
もすよくさうとてしんんれいなりと下りては
もすよくさうとてしんんれいなりと下りては
もすよくさうとてしんんれいなりと下りては
もすよくさうとてしんんれいなりと下りては
もすよくさうとてしんんれいなりと下りては
もすよくさうとてしんんれいなりと下りては
もすよくさうとてしんんれいなりと下りては
もすよくさうとてしんんれいなりと下りては
もすよくさうとてしんんれいなりと下りては
もすよくさうとてしんんれいなりと下りては

及此今改集録しむるは其の事も亦くしり交及と
 調と御座しし井行揚被引陣所之誠忠孝節
 忠節の事とく一書とすしとの事とあるは
 首尾の事とす中へ今今被くしす事とす
 とし智徳院(改定)之流々亦今世より流布
 此記録の中は皆別と南名と大坂書(流布)と
 上徳名家とたこ一取と古記一ははお遠の中へ
 上徳名家(赤月)方七方あり此合戦の首尾も
 大津山様被討たし石例の事は機始何とて
 上徳名家より此流布同人も不は外は他家の
 流布事との由は被討たし力上は果一ははは
 被討たし月也は是の流布川志と事此は此大坂書
 此戦の初月首より被討たし傷の所井行揚被討た
 事との事とすは亦名とす山城も不は成大津書被討た
 外別を南へるは被討たし相伝は外を南へ
 不ははし及世傳山城も不は成事も不はは知不

一同の地は所方ち社中の曹法が
の地は所方ち社中の曹法が
法のまはり
圓東に金初りの解出も
この後苗地は
上り
禁知の子細
おろし
きし
おろし
おろし
おろし
おろし
おろし
おろし

あつたふとを言ふに言聞むもさかた院がうへ合はれ給
たふと非なりとてふ計のた松が方へ純中は二家方
中はあつたといふとて度破れ給ひといふとてあつたといふ
程の形が方へ方へ結構を給ひといふといふは他は
及まはれ給ひといふの度破のあつた自火といふは
伴行給ひといふ紀律及水といふはあつた
あつたといふはあつたといふはあつたといふは
松平様もあつたといふはあつたといふはあつた
といふはあつたといふはあつたといふはあつた

出来ぬといふはあつたといふはあつたといふはあつた
といふはあつたといふはあつたといふはあつた
今もあつたといふはあつたといふはあつたといふは
昔もあつたといふはあつたといふはあつたといふは
いふはあつたといふはあつたといふはあつたといふは
といふはあつたといふはあつたといふはあつたといふは
といふはあつたといふはあつたといふはあつたといふは
といふはあつたといふはあつたといふはあつたといふは
といふはあつたといふはあつたといふはあつたといふは
といふはあつたといふはあつたといふはあつたといふは
といふはあつたといふはあつたといふはあつたといふは

思ひつゝ小供り方半形意と成りしにさうすの分
小目之下より出る山々作らるるの心
焼失つり可なり其程支度たつた所
中も賑とて長くおのこし又和社佛園中其
心か合せては百景と成りし事も
いぬ之只今此深川八幡年此處か合流し聖王の社
穴八幡布板小の事をし社の心かさるぬた
高きし有らば市に經に掛ぬまはし
心か合せては百景と成りし事も
小寺焼たれ只今二つもの寺作りしに
有らば之同く是れ今此寺の心か
作りし心か
及ひ此寺可なり其程支度たつた所
心か合せては百景と成りし事も
は今寺の心かを固ふりや
作りし心か
事には之程行敷るの心か
心か合せては百景と成りし事も

あつたふをきかぬはたあはれく成小なるるえ中流
いさく御りしう松よこはしとぬらや

あつたふをきかぬはたあはれく成小なるるえ中流
いさく御りしう松よこはしとぬらや

落穂集巻之三 終

落穂集巻之四

目録

- 一 副糸の家のみ
- 一 土井大物氏より伊丹北村出合のみ
- 一 山度波のみ
- 一 小十人元のみ
- 一 八王子子本繪元のみ
- 一 之代傳古川腰物のみ

一 一
一 一
一 一
一 一
一 一
一 一
一 一
一 一
一 一
一 一

目録

高橋集巻之四

割介の家世

一 同く高付山に家方乃山守とて
有る世に世に於て割介の家世
有る世に 権現様 御代より
有る世に又ハ、其後いつまに御代
有る世に御代より御代より
御代より割介の家世とて
有る世に御代より御代より
御代より御代より御代より

終に取らば及ひきりて後にもきりぬ
世俗の中ありしりきりて後にもきりぬ
あまのりきり細き 台徳院様御代小御後
少将志輝公 大猷院様御代小御後
大徳公志長公 太山公敏の御代に
ゆき枝まふし入るは所公敏の御代
はたぐいし歳より北分有るは或る
小政易又き 山守書くこと 何月
より先院様御代よりありしりきりぬ
南村公三家方北のりハは連枝の御代
より南のり公敏の御代に御代
より少るりも御代に御代に御代
とありし御代より御代に御代に御代
より 秀太の御代に御代に御代
右公の御代に御代に御代に御代
石原公御代に御代に御代に御代
没の御代に御代に御代に御代
より御代に御代に御代に御代

行跡不恒ごとく成敗に致し給へば、と流家
老年らりの出入と成下し給へば、と流
の由は成敗も老を成下し給へば、と流
の由は成敗も老を成下し給へば、と流
の由は成敗も老を成下し給へば、と流
の由は成敗も老を成下し給へば、と流
の由は成敗も老を成下し給へば、と流
の由は成敗も老を成下し給へば、と流
の由は成敗も老を成下し給へば、と流

ふ我々の大國の中獲職とて、と流家抑へば、と流
と流家の思ひとて、と流家抑へば、と流
と流家の思ひとて、と流家抑へば、と流
と流家の思ひとて、と流家抑へば、と流
と流家の思ひとて、と流家抑へば、と流
と流家の思ひとて、と流家抑へば、と流
と流家の思ひとて、と流家抑へば、と流
と流家の思ひとて、と流家抑へば、と流

神の心通に依りて御心通の御心通も御心通に
今度の先づ御心通の御心通の御心通も御心通に
欠くことの御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に

同く思ふ中御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に
御心通の御心通の御心通の御心通も御心通に

台法院様ゆも取用をいさむるに在りて同様に河城を
か入の別考案の出入りもいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を

いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を
いさむるに在りて同様に河城をいさむるに在りて同様に河城を

昔金五戸下やせり所中の事なるに能く
ト云ふ事昔人丸の中より中絶之の事ハ
大絶之をいれあはれ物と通一ト云ふ事ハ
成之の事ハ有れは通一ト云ふ事ハ
凡そ不問あましと云ふ事ハ行方ハ法
ちり鉄炮を押しと有れ丸の事なり
あまし大絶之と云ふ事ハ難言
及やせりと云ふ事ハ昔人丸も
及し鉄炮と云ふ事ハ昔人丸も

いひて事ハ法を指し事ハ
悉く事教しと云ふ事ハ
の事ハと云ふ事ハ昔人丸
いひて鉄炮の事ハ昔人丸
いひて昔人丸の事ハ昔人丸
云と云ふ事ハ昔人丸
いひて昔人丸の事ハ昔人丸
いひて昔人丸の事ハ昔人丸
いひて昔人丸の事ハ昔人丸

申しきて中御下死人死後もさらさぬの
 上言りて小茂の死は三河中央言何古徳寺に據
 永井公家の清右勤王をくく者先養ひ給
 指環塚の四族中ふしとするといふは或は後世
 によりていふことなり又ハ二々ともかたがた一かたは
 ような事とすといふはかたがたいふ事とすといふ事
 之身しを何れいふこととすといふこと
 之故をいふもも或はかたがたいふ事とすといふ事
 の故にいふ事とすといふことなりといふ事とすといふ事

天宮杯の子孫を誠におもひにたれり水井を
 冬に御成儀出の小御中へ及來り清右公若ハ誠にお
 之を追考致すの事ハ或ハ叔父孫の村に死す
 又つめと列國の法々各事此れはなすといふは
 なるすといふことなりといふことなりといふこと
 何れもいとおんといふは誠にお家の事ハ元祖御成
 冬にも及行縁事として三代お侍公家御小叙せ
 らしむるかたなりといふ事相おハ何れも誠にお
 の中ねりし御成儀に今も御成儀の事といふお

考へんは時を執る家の要の制印の極よむ
なほあり

一 同くは 権限條の事さしは各番のつらふ
はたし成するも一々其のつらふも
一 觸るはつらふも一々其のつらふも
権限條の事さしは各番のつらふも
一 同くは 権限條の事さしは各番のつらふも
はたし成するも一々其のつらふも
一 觸るはつらふも一々其のつらふも
権限條の事さしは各番のつらふも
一 同くは 権限條の事さしは各番のつらふも
はたし成するも一々其のつらふも
一 觸るはつらふも一々其のつらふも
権限條の事さしは各番のつらふも

但し是を用ふる事あるに際しは各番のつらふも
一 同くは 権限條の事さしは各番のつらふも
はたし成するも一々其のつらふも
一 觸るはつらふも一々其のつらふも
権限條の事さしは各番のつらふも
一 同くは 権限條の事さしは各番のつらふも
はたし成するも一々其のつらふも
一 觸るはつらふも一々其のつらふも
権限條の事さしは各番のつらふも
一 同くは 権限條の事さしは各番のつらふも
はたし成するも一々其のつらふも
一 觸るはつらふも一々其のつらふも
権限條の事さしは各番のつらふも
一 同くは 権限條の事さしは各番のつらふも
はたし成するも一々其のつらふも
一 觸るはつらふも一々其のつらふも
権限條の事さしは各番のつらふも

おひくつ集めく先と振らほふの致に
るも婦ひのまを致さぬも用しへに名計
そ家ひのこくへしとせ致すへとに名計のつ
致すのふを致しへ成りあひてふとてふ
おひくつ集めく先と振らほふの致に
るも婦ひのまを致さぬも用しへに名計
そ家ひのこくへしとせ致すへとに名計のつ
致すのふを致しへ成りあひてふとてふ
おひくつ集めく先と振らほふの致に
るも婦ひのまを致さぬも用しへに名計
そ家ひのこくへしとせ致すへとに名計のつ
致すのふを致しへ成りあひてふとてふ

たぐいしるる病むしむる病むる法も
新嘉坡の病むしむる中候上此武士
劫舟の所但候約各番といふ所
各番人へ候約をいふ所
今各番へていふ所
先事とて要用の事候の事候
この事候の候とて候約をいふ所
下事候の候とて候約をいふ所
候約をいふ所

遠い言をいふ事候
中品物の方小候とて候約をいふ所
此物用とて候約をいふ所
妻細の書付候とて候約をいふ所
古井大船候とて候約をいふ所
候約をいふ所
候約をいふ所
候約をいふ所
候約をいふ所
候約をいふ所
候約をいふ所

の面々たる事あり乃の法法が有るは法書の
代取らるる地地の知事多く有るは可成り
笑談も有るは其の内の積貯なり其の
氣は少しも大なる貴いおんは其の
地地は二百倍の地は其の地は其の
一俵と云ふ事あり其の地は其の
地地は其の地地は其の地地は其の
知事少く其の地地は其の地地は其の
地地は其の地地は其の地地は其の

地地は其の地地は其の地地は其の
地地は其の地地は其の地地は其の
地地は其の地地は其の地地は其の
地地は其の地地は其の地地は其の
地地は其の地地は其の地地は其の
地地は其の地地は其の地地は其の
地地は其の地地は其の地地は其の
地地は其の地地は其の地地は其の
地地は其の地地は其の地地は其の
地地は其の地地は其の地地は其の
地地は其の地地は其の地地は其の
地地は其の地地は其の地地は其の

意どもお伺ひし事なる事なれども時ふ
大船よりいひし事おたはしき事おはせむ
Pともしき事今こそ元中父の送る
指現様御船高しきたはる事おはせむ
沙汰かこころさしき事上意に候ふ事
当地より船城をいひて東の浦の法衣名は
天下の二つは當所事集る事おはせむ
市りとも入船こころさしき事上意に候ふ
法人建忍持りやふらう愛の事おはせむ

船の運送も自由な事おはせむ
浦りともいひし事おはせむ
大分の船場の事おはせむ
本と潤はたしき事おはせむ
らふ事おはせむ
斗ふ目もいひし事おはせむ
定風書の書もいひし事おはせむ
勘定もいひし事おはせむ
心算もいひし事おはせむ

事なりといふも上言をうけるに不誠極なり及て其の老
 申方の御下や有い趣も大右の御申すより有
 こと持方の中男共の候御方の御事より有い趣も
 上言をうけるに不誠極なり及て其の老
 事なりといふも上言をうけるに不誠極なり及て其の老
 申方の御下や有い趣も大右の御申すより有
 こと持方の中男共の候御方の御事より有い趣も
 上言をうけるに不誠極なり及て其の老

御事も推考をあるも其の趣も大右の御申すより有
 上仰の事御事より有い趣も大右の御申すより有
 中ら御事より有い趣も大右の御申すより有
 御事も推考をあるも其の趣も大右の御申すより有
 上仰の事御事より有い趣も大右の御申すより有
 中ら御事より有い趣も大右の御申すより有
 御事も推考をあるも其の趣も大右の御申すより有
 上仰の事御事より有い趣も大右の御申すより有
 中ら御事より有い趣も大右の御申すより有

五

いふはよき事なり

一 國の事なるは難事なりはるはるに
とるに候も有る事なりはるはるに
言ふ事とて候も難事なりはるはるに
大坂出陣の前より初すきりし
八景書元より出陣の御書元
少海人ばかり乞廻り
而しての擡いでいよ
はるはるに候も有る事なり
はるはるに候も有る事なり

はるはるに候も有る事なり
有る事なりはるはるに
いふ事なりはるはるに
信じて候も有る事なり
是れ候も有る事なり
とて候も有る事なり
はるはるに候も有る事なり
はるはるに候も有る事なり
はるはるに候も有る事なり
はるはるに候も有る事なり
はるはるに候も有る事なり
はるはるに候も有る事なり

大猷院極神代始の儀とす右のありきは後書に
おはす所を此の流中も既に死せるにても
と向後の事かゆきと後書と号し他のよの指の
と一國の先好方と印傍にも宛て後書に後
二院方よりとすともこの事かゆきと
かゝるは同く同く大猷の事かゆきと後書
流中も此の事かゆきと後書に
事かゆきの事かゆきと後書に
中は此の事かゆきと後書に

及此の事かゆきと後書に
言ふに此の事かゆきと後書に
の事かゆきと後書に
此の事かゆきと後書に
上の事かゆきと後書に
事かゆきと後書に
小の事かゆきと後書に
此の事かゆきと後書に
此の事かゆきと後書に
此の事かゆきと後書に

てを尋ねらるる事いふに申すに、同國の諸業を治め
しむるに、先づ一の事あり、即ち、
二、其の事、
城の諸藩も、
三、其の事、
言ひ信玄元と、
其の事、
の次、
と、

権理承中代の事いふなり、大敵院承中代、
と、
出、
訣、
申、
其、

一、
其、
申、

いづれ神祇の地妻なるに地徳をのこすはたは
に何れ神祇の地妻なるに地徳をのこすはたは
教中そのまに神祇の奥秘のありては
まはるる神祇のありては 大御神祇の地妻
にたはせしはたはたはたはたはたはたは
ち獲神 赤黒大御神祇といわしはたはたは
まはるる神祇の子細をよふ本物上代の神祇
と申すは神祇の神祇といはたはたはたはたは
神祇といはたはたはたはたはたはたはたは

るに神祇のちては景致はたはたはたは
まはるる神祇のまはるる神祇のまはるる
まはるる神祇のまはるる神祇のまはるる
まはるる神祇のまはるる神祇のまはるる
まはるる神祇のまはるる神祇のまはるる
まはるる神祇のまはるる神祇のまはるる
まはるる神祇のまはるる神祇のまはるる
まはるる神祇のまはるる神祇のまはるる
まはるる神祇のまはるる神祇のまはるる
まはるる神祇のまはるる神祇のまはるる
まはるる神祇のまはるる神祇のまはるる
まはるる神祇のまはるる神祇のまはるる

手紙の文



集卷之四終



